

## 風水害等への対応（臨時休園の判断等）について

公立保育所における災害対応については、園からお配りした「しおり」等に記載していますが、近年における風水害被害の甚大化傾向を踏まえ、「保育所危機管理ガイドライン」に基づく臨時休園等の具体的な対応について、次のとおりお知らせします。

御不便をおかけしますが、お子様の安全を最大限に確保するため、何卒御理解と御協力をお願いいたします。

### 1 高部屋愛育保育園における風水害のリスク

- 土砂災害警戒区域等には指定されていませんが、施設、設備及び保育士等に被害が生じたときは、安全に保育をできない場合があります。

### 2 風水害における臨時休園の判断基準

#### (1) 施設や設備及び保育士等に被害が生じたとき

- 被害が甚大で安全に保育できないとき ⇒ 臨時休園となります。
- 被害範囲等が限定的なとき ⇒ 可能な限り登園をお控えいただくようお願いする場合があります。

#### (2) 臨時休園の解除（休園後の再開）

- 臨時休園を判断した状況が全てなくなり、施設や周辺の被害状況などを確認し運営に支障がないと判断したうえで、休園の翌日から保育を再開します。

### 3 臨時休園等の連絡

#### 休園を決定したとき

- 休園を決定した時点で「マチコミメール」でお知らせします。
- 夜間から朝にかけて土砂災害警戒情報が発出されたときなど、開所時間直前の連絡となる場合もあります。

## 4 その他

- 休園時に限らず、台風や警報級の大雨など災害に発展する可能性が予見されるときは、可能な限り登園をお控えいただき、道路・交通状況等を見極めながら早めにお迎えいただくなど、安全を最優先に保護者様で御判断をお願いいたします。
- 臨時休園となった場合や登園をお控えいただいた場合も、日割り計算による保育料の還付等はありません（国や県から指示があるとき、休園が長期になるときなどを除く）。
- 気象警報や警戒情報の発出状況などは、気象庁「キキクル」などから御確認いただけます（下記 QR コードからアドレスを取得できます）。



伊勢原市こどもみらい部 保育・幼稚園課  
〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地  
電話：0463-94-4641・4638

